

令和5年3月2日  
東日本高速道路株式会社

競争参加資格停止措置について

1. 競争参加資格停止措置業者名及び住所並びに措置期間、措置対象地域  
新井ポンプ工業（株） 埼玉県さいたま市岩槻区大字徳力86番地  
令和5年3月2日～令和5年4月1日（1ヶ月）  
地域3（関東支社が所掌する区域）  
において東日本高速道路株式会社の機関の所掌に係る工事等の発注
2. 事実概要  
有資格者である新井ポンプ工業（株）は、関東支社加須管理事務所発注の「東北自動車道 羽生PA受水槽設備更新工事」において、当社の低入札価格調査資料の提出要請に対し、提出された資料の記載内容の不備や資料の未提出があり、入札手続に関して著しく信頼関係を損なう行為があった。
3. 競争参加資格停止措置理由  
上記（2. 事実概要）のことは、「競争参加資格停止等事務処理要領（平成18年8月7日東高契第269号）」別表第2第12号に該当する。

競争参加資格停止等事務処理要領 別表第2

措置要件	地域及び期間
(不正又は不誠実な行為) 12 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、工事等の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。	全地域又は発生地域について当該認定をした日から1月以上9月以内

○問い合わせ先： 東日本高速道路株式会社 総務・経理本部 経理財務部 調達企画課  
以上